

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的に、食育基本法が制定されて以来、家庭、学校、保育所など、食育の言葉の周知とともに、着実に食育への取組が推進されてきています。

しかし、社会経済構造の変化や価値観の多様化により、食を取り巻く環境は大きく変化し、栄養の偏りや朝食の欠食といった食習慣の乱れや、脂質・糖質の過剰摂取などによる肥満、依然として増加している生活習慣病など、食に関わる様々な課題は未だ多く残っています。

特に、子どもに対する食育は、人格の形成にも大きく影響するためとても重要ですが、ライフスタイルの多様化によって、核家族化が進み、家族での食卓を囲む機会が減少する傾向となっています。

こうした問題を解決するために、市民一人ひとりが、様々な経験を通じて食に関する知識を習得し、理解を深め、健全な食生活を実践することができる能力を身につけるために、継続的に食育に取り組むことが求められています。

これらの状況に対し、国や県では、食育に関する取組の実効性を高めるため、食に関わる多様な関係者がその役割と特性を活かしつつ、お互いに連携・協力して食育を展開することを進めています。

本市は、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の実現を目指しています。私たちが生活する上で必要な食は、まさに健康の源であり、その知識の習得や食育を推進する本計画が、より豊かな食生活を育み、市民共通の「健康で幸せでありたい」という願いを叶える基礎となることだと思います。

以上を踏まえ、本市においても、市民一人ひとりが、正しい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践することを目的に、「第3次安城市食育推進計画」を策定します。

～「食育」とは～

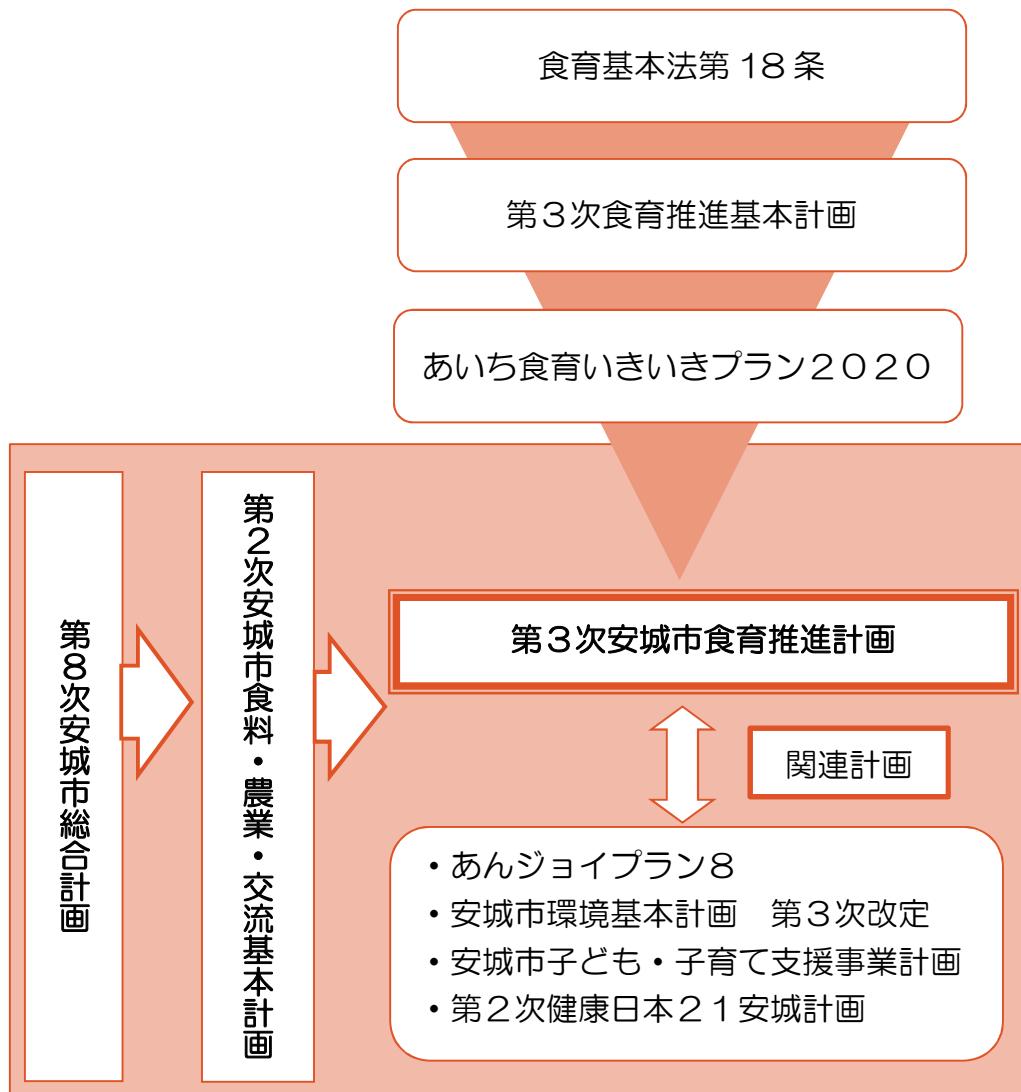
- 生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

(食育基本法より)

2. 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条の「市町村食育推進計画」の規定に基づき、国の「第3次食育推進基本計画」、県の「あいち食育いきいきプラン2020」の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、「第8次安城市総合計画」「第2次安城市食料・農業・交流基本計画」を上位計画とし、「あんジョイプラン8」など、他の関連計画の内容との整合を図っています。



(1) 国の施策

◆食育基本法（平成17年7月）

現在の「食」をめぐる様々な問題に対する抜本的な対策として、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進すること」を目的として、「食育基本法」が制定されました。

◆第3次食育推進基本計画（平成28年3月）

2016年度（平成28年度）から2020年度までの5か年計画であり、食育に関する5つの重点課題として、「若い世代を中心とした食育の推進」「多様な暮らしに対応した食育の推進」「健康寿命の延伸につながる食育の推進」「食の循環や環境を意識した食育の推進」「食文化の継承に向けた食育の推進」について掲げています。

(2) 愛知県の施策

◆あいち食育いきいきプラン2020（平成28年3月）

2016年度（平成28年度）から2020年度の5か年計画で、一人ひとりが食の大切さを理解して、主体的に食育に取り組むための指針などを定めています。

(3) 安城市の関連計画

■第8次安城市総合計画（平成28年3月）

2016年度（平成28年度）から2023年度までの8か年計画で「幸せつながる健幸都市安城」を目指す都市像として位置付け、「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の形成をまちづくりの基本理念としています。この計画では、分野別計画の「農業」分野において、食育に関する施策の方針を以下のとおり定めています。

- ・地産地消及び食育の推進
- ・農とのふれあい

■第2次安城市食料・農業・交流基本計画（平成29年3月）

2017年度（平成29年度）から2021年度までの5か年計画で、本市の農業施策の方向性やその推進方法を定めています。この計画では、「食料」に関する基本方針を「安全・安心な地元農産物の普及促進と健全な食生活の実践」とし、「『安城市食育推進計画』に基づく食育関連施策の推進」を重点取組の一つとして位置付け、推進施策を以下のとおり定めています。

- ・食育活動の推進
「安城市食育推進計画」の推進、食育の啓発、安城の特質や伝統文化を活用した講座の開催
- ・健全な食生活の実践
食生活の改善支援、食に関する指導

■あんジョイプラン8（平成30年3月）

2018年度（平成30年度）から2020年度までの3か年計画で、安城市版地域包括ケアシステムの推進、介護予防と社会参加の促進、医療と介護の連携、認知症高齢者に対する支援に努め、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を定めています。

■安城市環境基本計画 第3次改定（平成28年3月）

2001年度（平成13年度）から2020年度までの20か年計画で、目指すまちの将来像を「環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち」としています。社会情勢の変化などに適応するため、5年をめどに計画の見直しを行っています。

■安城市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）

2015年度（平成27年度）から2019年度の5か年計画で、「幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城」を目指して、5つの基本方針を定め、総合的な子育て支援の施策を推進しています。

■第2次健康日本21安城計画（平成26年3月）

2014年度（平成26年度）から2023年度までの10か年計画で、「健康寿命の延伸」を目的とし、基本方針や推進方法を定めています。

3. 計画期間

計画推進期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年間とします。

2012年度 (平成 24年度)	2013年度 (平成 25年度)	2014年度 (平成 26年度)	2015年度 (平成 27年度)	2016年度 (平成 28年度)	2017年度 (平成 29年度)	2018年度 (平成 30年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
第2次安城市食育推進計画						第3次安城市食育推進計画				